

生活保護の「老齡加算」「母子加算」復活を 要求する国への意見書を求める請願

【請願要旨】

生活保護を受けている70歳以上の高齢者に支給されていた「老齡加算」が2006年に廃止され、母子家庭などのひとり親世帯に支給されていた母子加算が2009年に廃止されました。

老齡加算は月額1万7930円、母子加算は月額2万3260円支給されていました。これが減額・廃止された結果、月々の保護費は、70歳以上の高齢者で20%前後、ひとり親世帯で16%前後減りました。

「親戚や友人の葬式に、香典を持って行けないので欠席した」「新聞の購読を止めた」「食べ盛りの子どもに満足な食事をあげられない」「高校の修学旅行に行かせられない」など、保護費を減らされたお年寄りと母子家庭という最も弱い人たちに深刻な影響が出ています。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ熱さにも抵抗力がなくなります。ひとり親世帯は、子育てに特別な苦勞や氣遣いがあります。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齡加算であり、母子加算です。

憲法25条では、すべての人に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されています。加算の廃止による生活保護基準の切下げは、最低賃金や年金、住民税の課税基準、就学援助の適用基準などの引下げにつながり、国民生活全体の水準を引き下げることになります。

よって以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国への意見書を提出していただくよう請願いたします。

【請願項目】

生活保護の「老齡加算」「母子加算」復活を要求する国への意見書を提出してください。